

令和4年第2回臨時会（5月10日）

会議に付した事件は次のとおりである。

議案第28号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第1号）

議案第30号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第32号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）

議案第33号 財産の取得について

発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 ただ今の出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和4年第2回月形町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

- ◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 金子 廣司 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

堀 広一 議員

若井 昭二 議員

の両名を指名いたします。

- ◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 金子 廣司 日程2番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

- ◎ 日程3番 議案第28号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程3番 議案第28号 職員の給与に関する条例等

令和4年第2回臨時会（5月10日）

の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第28号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。先送りされておりました令和3年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の改正給与法が本年4月に成立をいたしました。この改正給与法は、一般職の職員の特別給、ボーナスについて0.15月引き下げるもので、昨年12月の期末手当の引き下げ相当額についても本年6月の期末手当で調整することとしております。本町におきましても従前からの例によりまして、人事院勧告に基づき、国家公務員の取り扱いに準じて、職員の期末手当の支給割合を改定する等の所要の条例改正を行うものであります。

改正条項について、ご説明申し上げます。改正条例の第1条ですが、職員の給与に関する条例第14条の2第2項中、期末手当の基礎額に乗じる割合「100分の127.5」を「100分の120」に改めるものであります。また、第3項中、再任用職員に対する期末手当の基礎額に乗じる割合「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるもので、再任用職員の期末手当の引き下げは0.10月となります。改正条例の第2条ですが、常勤特別職員の職員の給与及び旅費に関する条例第4条第2項中、期末手当の額の算出に当たって乗じる割合「100分の222.5」を「100分の215」に改めるものであります。改正条例の第3条ですが、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第2項中、期末手当の額の算出に当たって乗じる割合「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるもので、一般職の任期付職員の期末手当の引き下げは0.10月となります。附則であります。第1条は、施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行いたします。第2条は、令和3年12月期末手当での引き下げ相当額を令和4年6月に支給する期末手当から減額する特例措置を規定しております。なお、会計年度任用職員については、1会計年度毎に任用される職であることから、この特例措置は適用いたしません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり可決することにしたいと思

令和4年第2回臨時会（5月10日）

います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程4番 発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程4番 発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 発議第2号をご覧願います。発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、上記議案を、地方自治法第112条第1項の規定により提出するものです。令和4年5月10日、本日の提出です。賛成者として、月形町議会議員 楠 順一議員、同じく我妻 耕議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。月形町議会議員の期末手当につきましては、月形町常勤特別職の期末手当と同様に人事院勧告に基づくほか、議会改革の議論を行う中で改定を行ってきたところであり、令和3年8月10日に人事院から給与改定に関し勧告がなされ、11月24日には人事院勧告どおりに国家公務員の給与を改定する旨が閣議決定され、今年4月11日に法案が成立しました。これらを踏まえ、月形町常勤特別職及び月形町職員の動向も勘案しながら、議員の期末手当の改定について検討した結果、議員と月形町常勤特別職との間に、期末手当の支給率に差が生じているため、令和3年度の人事院勧告の減額調整を行うとともに、6月期及び12月期の期末手当を町提案条例に準拠し、本条例の一部改正を提案するものであります。

改正の内容について説明します。令和4年度の期末手当の支給月を「4.40月」から「4.30月」、6月期、12月期それぞれ「2.15月」に改め、令和3年度分の引き下げ相当額については、附則において、改正後の6月期の期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に「220分の10」を乗じて得た額を減じた額とするものです。この条例は公布の日から施行するものです。以上、提案の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 本件につきましては、この際、質疑・討論を省略し、原案のとおり可決したいと思います。

令和4年第2回臨時会（5月10日）

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、発議第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前10時10分休憩）

- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時11分再開）

- ◎ 日程5番 議案第29号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第1号）

- 議長 金子 廣司 日程5番 議案第29号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書5ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第29号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,219万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,219万2,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算でございますが、主に議員及び職員の期末手当の引き下げに係る予算減額と新型コロナウイルス感染症対策経費の予算増額であります。

それでは、事項別に説明いたします。16ページをお開きください。歳出であります。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費、補正額25万円減額、期末手当の引き下げに係る減額でございます。続きまして18ページ、2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額3万5,000円の減額。公用車運転経費ですけれども、期末手当の引き下げに係る減額でございます。2目 職員給与費、793万1,000円減額。特別職の給与、それから一般職の給与、ともに期末手当の引き下げに係る減額でございます。次に3目 企画費、100万円の増額、地域おこし協力隊事業、地域おこし協力隊事業等支援補助金の増額でございます。この補助金でございますが、地域おこし協力隊員、または、元地域おこし協力隊員の町内での起業または事業継承を支援する補助金でありまして、100万円を限度に補助をするものでございます。現在、この補助金申請の予定が1件ございまして、令和2年度に地域おこし協力隊の任期が終了された方で、月形町において、主に月形町産の農畜産物を活用

令和4年第2回臨時会（5月10日）

した食品加工、販売それから企画事業を行いたいとするもので、この起業に係る会社設立登記費用、事業用の備品、消耗品等について、この補助金を活用したいということで申請を予定されております。その補助金の増額でございます。続きまして、20ページ、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額1,176万円増額。説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策経費1,178万3,000円でございます。内訳は、修繕料、月形町の交流センターにワイファイ環境を整備するもので、57万円。交流センターのエアコン設置工事で302万4,000円。これは、交流センターの会議室、地域活動支援センターに設置をします。それから、補助金ですが、福祉事業所等感染症対策体制整備事業補助金、感染対策に必要な物品、設備等に対する補助でありまして、14事業所に補助をする予定でございます。続きまして、交付金、福祉事業所等感染防止対策支援交付金178万9,000円。これにつきましては、感染対策に必要な衛生資材等の消耗品に対する補助でありまして、現在のところ25事業所を予定しております。続きまして、2目 老人福祉費、20万7,000円減額。介護保険事業特別会計繰出金の減額ですが、この特別会計において、職員の期末手当の引き下げに係る予算の減額、それに伴う繰出金の減額でございます。続きまして、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、35万3,000円増額。説明欄ですが、学童保育事業において、期末手当の引き下げに係る減額。それから、新型コロナウイルス感染症対策経費42万4,000円、これについては、子育て支援センターに手洗い器を新設するものでございます。続きまして22ページ、4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額21万3,000円減額。説明欄ですが、病院事業会計の繰出金、それから国民健康保険事業特別会計繰出金の減額ですが、病院事業会計繰出金については、負担金で402万3,000円減額、病院事業会計出資金が381万7,000円の増額でございます。職員の期末手当の引き下げに係る繰出金の減額、それから医療器械の整備に係る出資金の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、職員の期末手当の引き下げに係る予算減額に伴う繰出金の減額です。続きまして、2目 予防費、398万5,000円増額。説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策経費として369万9,000円増額、福祉施設へ配付いたします抗原検査キット、集会施設等の公共施設に配備しますトイレ・衛生用品等でございます。その下、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進事業、これにつきましては、ワクチンの4回目の接種に対応するシステム改修の費用でございます。28万6,000円。これは全額国費の事業となっております。続きまして、5目 保健センター費、25万6,000円増額。説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策経費として、備品を購入したいと思います。保健

令和4年第2回臨時会（5月10日）

センターのマイク設備の増設、それから換気用のサーキュレーターの購入で
ございます。次に24ページ、6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農
業振興費、補正額はございません。説明欄ですが、期末手当の引き下げに係る
会計年度任用職員の予算の減額等でございます。次に、4目 農地費、2万2、
000円減額、期末手当の引き下げに係る減額でございます。26ページ、7
款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額3,213万9,0
00円増額。説明欄ですが、1番上段、商工振興事業の補助金でございます、
561万5,000円減額。内訳ですが、北海道信用保証協会保証料、中小企
業振興対策緊急融資利子、商品券発行事業、これらにつきましては、当初予算
に計上済みであります。次に出てくる新型コロナウイルス感染症対策経費
に、拡充を含めて振り替えるものでございます。商工振興事業の起業者等支援
事業、275万円でございますが、この支援事業につきましては、本町の経済
の活性化と雇用の拡大に寄与するため、起業者が行う事業に対して補助金を
交付するものでございまして、この補助金の交付を受けたいという申請が1
件来てございます。申請額は300万円ですが、事業内容は、旅館業の素泊ま
りの簡易宿泊施設を運営して、合わせて農業体験やネイチャーガイドなども
手掛けていくという事業でございます。この補助金の対象となる経費につ
きましては、建物の施設改修、設備の整備、これに対する補助の申請でござ
います。補正額の275万円ですが、補助申請額300万円に、今後、他の補助
申請の見込み75万円を加えた375万円から、当初予算計上済みの100
万円を差し引いた額275万円としています。続きまして、説明欄ですが、新
型コロナウイルス感染症対策経費3,775万4,000円増額でございます。
消耗品、通信運搬費、月形町緊急経済対策地域振興商品券発行業務100万円、
一番下段、月形町緊急経済対策地域振興支援交付金1,635万円、これにつ
きましては、緊急経済対策として、地域振興商品券を町民に配付をしたいとす
るものでございます。それに係る経費でございます。対象者は本年5月1日現
在の月形町民の方で、配付する商品券につきましては、18歳以下の方1人当
たり1万円分、19歳以上の方1人あたり5,000円分、配付の予定時期は
本年の7月の上旬までには配付を完了させたいと予定しております。この商
品券の使用できる期間、予定でございますが、配付をさせていただいた日から
本年の9月30日までと予定しております。続きまして、説明欄に戻りまして、
月形町中小企業者等経営持続化支援金交付事業、1,000万円でございます。
これにつきましては、令和4年4月から6月までのいずれかの1月の売上額
が、平成31年の同月と比較して20%以上減少している町内事業者を対象
に、売上の減少率に応じて支援をさせていただくものでございます。交付金の
交付限度額は、1事業者当たり100万円。この予算は1,000万円ですが、

令和4年第2回臨時会（5月10日）

1事業所当たり50万円を見込んで、20事業所分で予算を計上させていただいております。続きまして、3目 ふるさと公園費、補正額165万円増額。温泉ホテルの別館、はな工房の空調設備が故障しまして、その修理に係る予算でございます。28ページ、9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費、6万1,000円減額。期末手当の引き下げに係る減額でございます。次に30ページ、10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費、補正額ございません。説明欄ですが、小中学校情報機器整備事業、当初予算に計上しておりますこの事業から、その下の新型コロナウイルス感染症対策経費に振り替えるものでございまして、これはオンライン学習用のノートパソコン他の備品購入費でございます。2項 小学校費 1目 学校管理費、補正額はございません。財源振替でありまして、月形小学校のエアコンの設置事業、これを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する財源振替でございます。4項 社会教育費 1目 社会教育総務費、3万7,000円減額。社会教育推進事業と図書教育事業、期末手当の引き下げに係る減額でございます。5項 保健体育費 3目 学校給食費、19万5,000円減額。これにつきましても、期末手当の引き下げに係る減額でございます。

12ページをお開きください。歳入でございます。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額6,612万3,000円増額。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。本町への令和3年度の交付予定額7,761万8,000円のうち、6,612万3,000円を予算計上させていただくものです。3目 衛生費国庫補助金、補正額28万6,000円増額。説明欄のとおりでございます。14ページ、18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額2,421万7,000円減額。本補正予算での一般財源の減額分を財政調整基金繰入金で調整をさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 まず、23ページ、衛生費の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進事業、4回目の接種のシステム改修ということで載っているのですが、今後、60歳以上で基礎疾患のある方が対象であると思うのですが、ワクチンはどのワクチンを使う予定であるか、決まっていれば教えていただきたい。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 4回目のワクチンの対象者のことなんですけ

令和4年第2回臨時会（5月10日）

れども、60歳以上の方と18歳以上で基礎疾患がある方となっております。対象者については、これから3回目が終了した方のうち、それらの方が何人いるのか、これから精査するところですが、おそらく1,200人程度ではないかな、と推測しております。使用するワクチンについては、まだ国の方から何をどれくらい供給するか示されていないのですけれども、たぶん、月形町の希望であればモデルナとファイザーのワクチンが両方入ってくることになるのかなと考えております。以上です。

○ 議長 金子 廣司 松田順一議員。

○ 議員 松田 順一 わかりました。

もう一つ、確認の意味なんですけれども、27ページ、商工業振興事業の中で、商工会に対する商品券発行事業が新型コロナウイルス感染症対策経費になったとありました。それで、月形町の緊急経済対策地域振興商品券事業が7月に配付されると、先ほど確認されたわけなんですけれども、商工会の商品券事業については例年だいたい11月末頃に発行していると思いますけれども、発行時期については今までどおり、だいたいそれくらいということによろしいでしょうか。

○ 議長 金子 廣司 企画振興課長。

○ 企画振興課長 加藤 弘光 詳しいところについては、商工会さんとまた検討させていただきますけれども、発行時期については、例年どおりということで予定しております。

○ 議長 金子 廣司 松田順一議員。

○ 議員 松田 順一 了解しました。

○ 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

○ 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 19ページなんですけど、地域おこし協力隊事業の部分で、先ほどの説明の中で、協力隊員または元協力隊員ということで、起業、それと事業継承というふうなことを説明の中であったのですが、この事業継承というのは具体的にどういうことなんでしょうか。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 まず、この申請が予定されているものについては、起業の申請でございます。それで、この制度自体で支援するというのは、地域おこし協力隊または元地域おこし協力隊の方が、町内で起業するだとかどこかでやっていた事業を引き継いで事業継承するだとか、そういうことでございます。

○ 議員 我妻 耕 中身をお聞きすれば、起業の方だなと分かったんですが、事業継承ということで、これは農業関係の協力隊の方には適用されないと

令和4年第2回臨時会（5月10日）

いうことでしょうか。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前10時35分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午前10時35分再開）

- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 農業者に対しましても、同じように事業継承ということで、利用は可能ということです。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに
決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第30号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補 正予算（第1号）

- 議長 金子 廣司 日程6番 議案第30号 令和4年度月形町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書35ページをお開き願います。ただ今、議題と
なりました議案第30号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1
号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万4,000円減額し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,467万6,000円とするも
のであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金
額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、36ページから37ページの第1
表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算でございますが、職
員の期末手当の引き下げに係る予算減額でございます。
48ページをお開きください。歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費

令和4年第2回臨時会（5月10日）

1目 一般管理費、補正額2万4,000円減額。レセプト点検事業に係る会計年度任用職員の期末手当の引き下げに係る減額でございます。次に、44ページをお開きください。歳入です。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 国民健康保険税、補正額1万7,000円減額。続きまして、46ページ、6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金、補正額7,000円減額。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第31号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長 金子 廣司 日程7番 議案第31号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書51ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第31号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,942万3,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、52ページから53ページの第1表歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算であります。職員が期末手当の引き下げに係る予算の減額であります。

62ページをお開ください。歳出です。3款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、補正額6万8,000円減額、2目 総合相談事業費、13万9,000円減額、いずれにつきましても、期末手当の引き下げに係る減額でございます。次に6

令和4年第2回臨時会（5月10日）

0ページでございます。歳入です。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 2目 その他一般会計繰入金、補正額20万7,000円減額。一般会計からの繰入金の減額で、財源調整をするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案31号は原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第32号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）

- 議長 金子 廣司 日程8番 議案第32号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書67ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第32号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条、令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正につきましては、収入の部では、1款 病院事業収益 2項 医業外収益で402万3,000円減額し、病院事業収益の総額を6億5,241万5,000円とするものであります。支出の部では、1款 病院事業費用 1項 医業費用で402万3,000円減額し、病院事業費用の総額を病院事業収益の総額と同額の6億5,241万5,000円とするものであります。本補正予算は、職員の期末手当の引き下げに係る予算減額でございます。第3条、資本的収入及び支出の予定額の補正につきましては、収入の部では、1款 資本的収入 1項 出資金で381万7,000円増額し、資本的収入の総額を3,818万1,000円とするものであります。支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改良費で381万7,000円増額し、資本的支出の総額を6,011万3,000円とするもので、本補正予算は、医療器械、什器備品購入に係る予算増額であります。80ペー

令和4年第2回臨時会（5月10日）

ジをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費、402万3,000円減額。手当と法定福利、期末手当の引き下げに係る予算の減額でございます。次に、78ページをお開きください。収入の部です。1款 病院事業収益 2項 医業外収益 1目 他会計負担金、補正予定額402万3,000円の減額でございます。支出の部での財源、町の一般会計の負担金を減額するものでございます。次に、84ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出の部でございます。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 有形固定資産購入費、補正予定額381万7,000円増額でございます。医療器械の購入費用でございまして、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、発熱外来用に人工呼吸器を導入するものでございます。次に82ページをお開きください。収入の部でございます。1款 資本的収入 1項 出資金 1目 出資金、補正予定額381万7,000円増額。医療器械の購入に係る予算について、一般会計からの出資金で賄うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第33号 財産の取得について

- 議長 金子 廣司 日程9番 議案第33号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書91ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第33号 財産の取得について、ご説明申し上げます。財産の取得につきましては、町道除雪業務のため、ロータリ除雪車を取得するもので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。議案書の記以下であります。1取得の目的は、町道除雪業務に使用するためであります。2財産

令和4年第2回臨時会（5月10日）

の名称は、ロータリ除雪車。3財産の規格は、除雪幅2.2メートル、除雪量2,300トン級。4契約の方法は、指名競争入札による契約。5取得金額は5,016万円で、予算に対します落札率でございますが、91.96%であります。6契約の相手方は、北広島市大曲中央1丁目2番地2 北海道川崎建機株式会社札幌支店 支店長 名畑宏昭です。

以上で説明を終わります。議決賜りますよう、よろしくお願いたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 購入は予算で計上していますが、納車はいつ頃になりますか。
- 議長 金子 廣司 農林建設課長。
- 農林建設課長 三浦 英司 納車なんですけど、通常はだいたい12月頃になるんですけども、今回、いろいろな社会情勢があって、一応契約上では2月末日を予定しています。ただ、今聞いているのは、12月頃に納車できるのではないかということで、お話を伺っていますので、それに向けて契約を進めているという状況でございます。
- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 今の話で、なるべく早く、2月ならもう除雪は終わりますので、しっかりと業者と打合せをして、12月に納車できるように頑張ってください。以上です。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 以上で本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって令和4年第2回月形町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時50分閉会）